

居宅介護支援
介護予防支援

重要事項説明書

富田居宅介護支援センター

重要事項説明書

《2024年10月1日》

1 事業所の運営規定の概要

事業者名	富田ケアセンター有限会社
代表者	(代表取締役) 山中 祥吉
事業所名	富田居宅介護支援センター
所在地	〒713-8115 岡山県倉敷市玉島道口97-1
連絡先	TEL : (086) 522-7770 FAX : (086) 522-7834
事業所番号	3370203246
実施地域	【居宅介護支援】倉敷市・浅口市・笠岡市・矢掛町・里庄町・総社市・井原市 【介護予防支援】倉敷市・浅口市・矢掛町
職員体制	介護支援専門員常勤 名以上 非常勤 名以上
営業時間	午前8時30分～午後5時30分 (ただし日曜日、年末年始 12月30日～1月3日を除く)

2 利用料その他費用

①利用料

要介護と認定された方は、介護保険から全額給付されるので自己負担はありません。居宅介護支援の利用料の額は、介護報酬告示の額によるものとします。

居宅介護支援費について

【基本料金】

	単位
要介護1・2	1086単位/月
要介護3～5	1411単位/月

【加算料金】・・・各々についての要件を満たした場合に算定されます。

特定事業所加算

	単位
特定事業所加算Ⅰ	519単位/月
特定事業所加算Ⅱ	421単位/月
特定事業所加算Ⅲ	323単位/月
特定事業所医療介護連携加算	125単位/月

初回加算

初回加算	300単位/月
------	---------

入院時情報連携加算

入院時情報連携加算(Ⅰ)	250単位/月
入院時情報連携加算(Ⅱ)	200単位/月

退院退所加算

(Ⅰ) イ	450単位/月
(Ⅰ) □	600単位/月
(Ⅱ) イ	600単位/月
(Ⅱ) □	750単位/月
(Ⅲ)	900単位/月

通院時情報連携加算

通院時情報 連携加算	50単位/回 (月1回)
---------------	--------------

緊急時居宅カンファレンス加算

緊急時等居宅カン ファレンス加算	200単位/月
---------------------	---------

ターミナルケアマネジメント加算

ターミナルケアマ ネジメント加算	400単位/月
---------------------	---------

介護予防支援費について

【基本料金】

	単位
要支援 1・2	472 単位/月

初回加算

初回加算	300単位/月
------	---------

保険料の滞納等により、介護保険からの給付ができない場合、1ヶ月につき認定介護度により規定プラン料を頂き、サービス提供証明書を後日市町村の窓口に提出しますと全額払い戻しを受けられます。

② 解約料

利用者は、1か月の猶予期間後に契約を解約でき、解約料はかかりません。

3 当事業所のサービスの方針等

- ① 当事業所の介護支援専門員は、可能な限り居宅において、その置かれている環境に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保険医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効果的に提供されるよう援助を行います。
- ② 事業の実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類または特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行います。
- ③ 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保険医療サービス及び福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。
- ④ 居宅サービス計画の作成にあたっては利用者から介護支援専門員に対して複数の指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービスの紹介を求めることや居宅サービス計画及び介護予防サービス計画原案に位置付けた指定居宅サービス事業者及び介護予防サービス事業者等の選択理由の説明を求めることができます。また、その場合は十分に説明を行います。

4 秘密保持と個人情報の保護

- ①当事業所の介護支援専門員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしません。
- ②当事業所は、介護支援専門員その他の従業者であったものが、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者またはその家族の個人情報を漏らすことのないよう、必要な措置を講じます。また、当事業所を退職または異動後も守秘義務を守り他言いたしません。
- ③当事業所は、サービス担当者会議において、利用者およびご家族の個人情報を関係者間で共有する場合は、利用者およびご家族からあらかじめ文書により同意を得ます。なお、サービス担当者会議をテレビ電話等の方法により行う場合は、ご利用者の同意を得て行います。

5 サービス内容に関する苦情処理

①当事業所の相談・苦情担当窓口

当事業所の居宅介護支援に関するご相談・苦情および居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談、苦情を承ります。

担当窓口： 富田居宅介護支援センター

担 当： 1) 当事業所管理者 小野 博之
2) 当事業者代表者 山中 祥吉

受付時間： 月曜～土曜日 / 8:30～17:30
(12/30～1/3を除く)

電 話：(086) 522-7770

②その他

当事業所以外に下記の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

※行政機関その他苦情受付機関

受付時間 8:30～17:15(土・日・祝日・12/30～1/3を除く)

* 倉敷市役所介護保険課 ……倉敷市西中新田 640

電 話：(086) 426-3343

* 浅口市役所高齢者支援課 ……浅口市鴨方町鴨方 2244-26

電 話：(0865) 44-7113

* 笠岡市役所長寿支援課 ……笠岡市中央町 1-1

電 話：(0865) 69-2139

* 矢掛町役場福祉介護課 ……小田郡矢掛町矢掛 3018

電 話：(0866) 82-1026

* 里庄町役場健康福祉課 ……浅口郡里庄町大字里見 1107-2

電 話：(0865) 64-7211

* 井原市役所介護保険課 ……井原市井原町 311-1

電 話：(0866) 62-9519

* 総社市役所長寿介護課 ……総社市中央 1-1-1

電 話：(0866) 92-8369

* 岡山県国民健康保険団体連合会 ……岡山市北区桑田町 17 番-5

電 話：(086) 223-8811

(8:30～17:00)

6 緊急時対応

サービス提供中に利用者に緊急の事態が発生した場合は、利用者のご家族、主治医、利用者に係る居宅サービス事業者及び介護予防サービス事業者に連絡すると同時に、必要な措置を講じます。

7 事故発生時の対応

当事業所は、万全の体制で指定居宅介護支援及び介護予防支援の提供にあたりますが、万一事故が発生した場合には、速やかにご家族に連絡するとともに事故に遭われた方への救済、事故拡大の防止などの必要な措置を講じます。また、賠償すべき事故が発生した場合には、誠意を持って速やかに対応します。

8 契約の終了

- 1 利用者は事業者に対して、1か月の猶予期間後にこの契約を解約することができます。
- 2 事業者はやむを得ない事情がある場合、利用者に対して1か月の猶予期間において理由を示した文書で通知することにより、この契約を解約することができます。この場合、事業者は当該地域の他の指定居宅介護支援事業所及び指定介護予防支援事業所に関する情報を利用者に提出します。
- 3 事業者は、利用者又はその家族が事業者や介護支援専門員に対して重大な背信行為を行った場合、文書で通知し、直ちにこの契約を解約することができます。
 - ① 利用者が故意に法令違反その他著しく常識を逸脱する行為をなし、事業者の再三の申し入れにもかかわらず改善の見込みがなく、居宅支援契約書第1条に定める利用契約の目的を遵守ことが不可能となった場合
 - ② 利用者が契約締結時及び契約期間中に、その心身の状況及び病歴等の重要事項について故意にこれを告げず、又、不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
 - ③ 利用者が事業者の利用者及び事業者の従業員に対し、暴言、暴行、傷害等の行為を行い今後もその危険性がある場合
- 4 次の理由に該当した場合、契約は自動的に終了します。
 - ① 利用者が介護保険施設に入所した場合
(※ただし、2ヵ月以内で利用再開となった場合を除く)
 - ② 小規模多機能型居宅介護サービスおよび看護小規模多機能型居宅介護サービスへ移行した場合
 - ③ 利用者の状況により介護予防ケアマネジメントを利用及び、介護認定の要介護認定区分が非該当(自立)となった場合。
 - ④ 利用者が死亡若しくは被保険者の資格を喪失した場合

9 その他説明を要する内容

- ① 計画対象期間中に、被保険者証の記載内容に変更が生じた場合、要介護認定の申請を行った場合(新規申請、区分変更申請)、各種の減免に関する決定などに変更などが生じた場合、生活保護・公費負担医療の受給取得または喪失した場合には、速やかに連絡して下さい。
- ② 利用者が病院又は診療所に入院する必要がある場合には担当介護支援専門員の氏名及び連絡先を病院又は診療所に伝えていただくようご協力をお願いします。
- ③ 日頃より、介護支援専門員の連絡先等を介護保険被保険者証や健康保険被保険証、

お薬手帳等を合わせて保管をお願いします。

- ④ 【居宅介護支援のみ】ケアマネジメントの公正中立性の確保を図る観点から、以下について利用者に説明を行うとともに、介護サービス情報公表制度において公表いたします。
- ・ 6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合
 - ・ 前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与のサービスごとの、同一事業者によって提供された支援件数の割合
- ⑤ 主治の医師等が、一般に認められている医学的知見に基づき、回復の見込みがないと診断した場合、「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」に沿った支援を実施いたします。具体的には、ご利用者またはそのご家族の同意を得た上で、主治の医師等の助言を得ながら、通常よりも頻回に居宅訪問（モニタリング）をさせていただき、ご利用者の状態やサービス変更の必要性等の把握を実施します。その際にご利用者の心身の状態を記録し、主治の医師やケアプランに位置付けた居宅サービス事業者へ提供することで、その時々状態に即したサービス提供の調整等を行います。

10 業務継続計画の策定

事業所は、感染症や自然災害の発生時において、ご利用者に対する指定居宅介護支援事業の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

また、介護支援専門員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。

定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

11 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

事業所は感染症が発生した際の予防、またはまん延防止のために、次の各号に掲げる措置を講じます。

- ① 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）をおおむね6月に1回以上開催します。その結果を介護支援専門員に周知徹底します。
- ② 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
- ③ 介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

12 虐待の防止

事業所は、虐待の発生またはその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じます。

- ① 事業所における虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）を定期的開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ります。
- ② 事業所における虐待防止のための指針を整備します。
- ③ 介護支援専門員に対し、虐待防止のための研修を定期的実施します。
- ④ 虐待防止の措置を講じるための担当者を配置します。

居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要事項を説明しました。

令和 年 月 日

【事業者】

所在地 ： 倉敷市玉島道□ 2754-1
法人名 ： 富田ケアセンター有限会社
代表者 ： 代表取締役 山中 祥吉

【事業所】

所在地 ： 倉敷市玉島道□ 97-1
名 称 ： 富田居宅介護支援センター

説明者 (氏 名) _____

私は、契約書および本書面により、事業者から居宅介護支援についての重要事項の説明を受け了承しました。

利用者

(住 所) _____

(氏 名) _____

代理人

(住 所) _____

(氏 名) _____ (続柄)